



公文書管理条例の制定と 郡山市歴史情報博物館の開館について

令和7年8月8日 第6回公文書管理フォーラム

郡山市総務部総務法務課

郡山市文化スポーツ観光部歴史情報博物館

■ 1 郡山市の概要

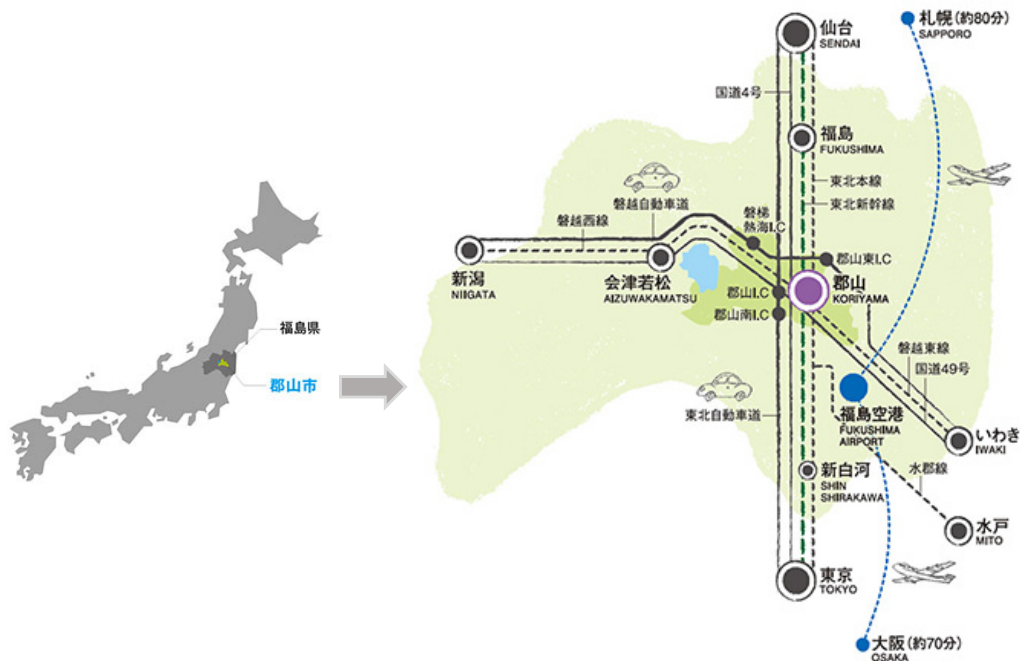
● 郡山市のプロフィール

福島県の中央に位置し、東北地方で仙台に次いで第2位の経済規模を誇る東北の拠点都市であり、中核市です。

● 郡山市の基本情報

(令和7年1月1日現在)

[人口] 318,711人
[世帯数] 144,028世帯
[面積] 757.20km²



郡山市公会堂



布引高原

■ 2 条例制定までの経緯

(1) 「公文書等の管理に関する法律」 (H23.4月施行)

地方公共団体の保存文書の
適正な管理に関する努力義務を規程

(地方公共団体の文書管理)

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、
その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

※法律の目的

①行政の適正かつ効率的な運営

②現在及び将来の国民に説明する責務の全う

■ 2 条例制定までの経緯

(2) 郡山市の例規整備

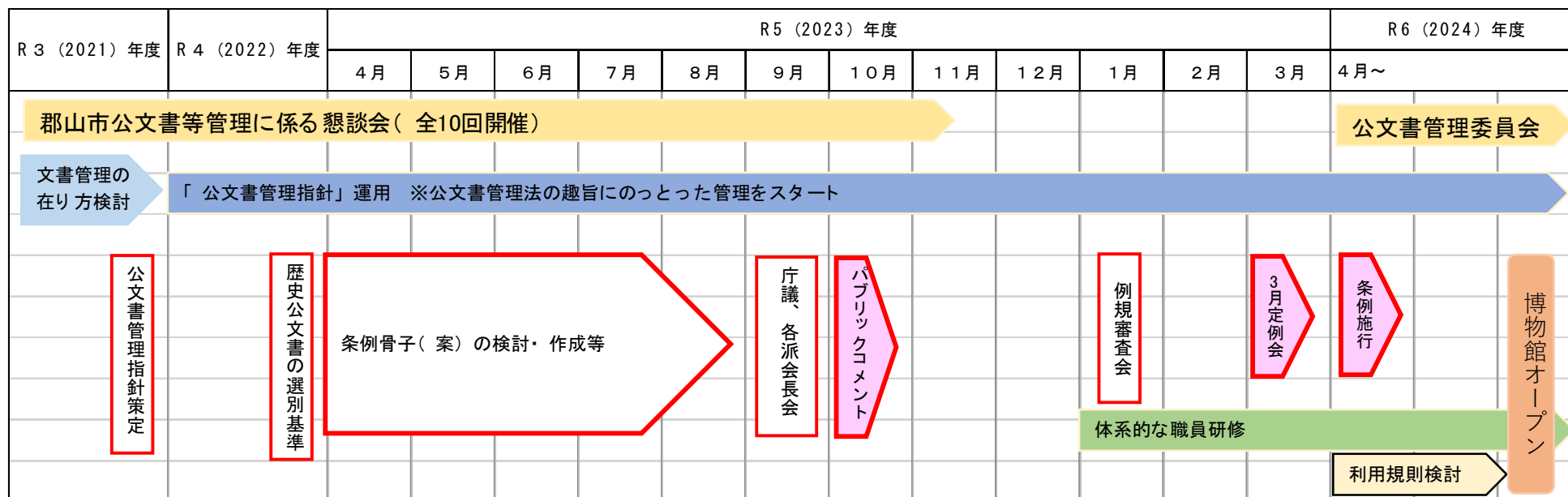
令和3年10月 郡山市公文書等の管理に係る懇談会 設置

令和4年 3月 郡山市公文書等の管理指針 策定

令和5年10月 パブリックコメント 実施

令和6年 3月 郡山市公文書管理条例 公布

(令和6年4月1日一部施行)



■ 2 条例制定までの経緯

(3) 実務整理

法に基づく管理は、内部規程よりも厳しく、
運用面でも整理する課題が多い。

管理指針の策定

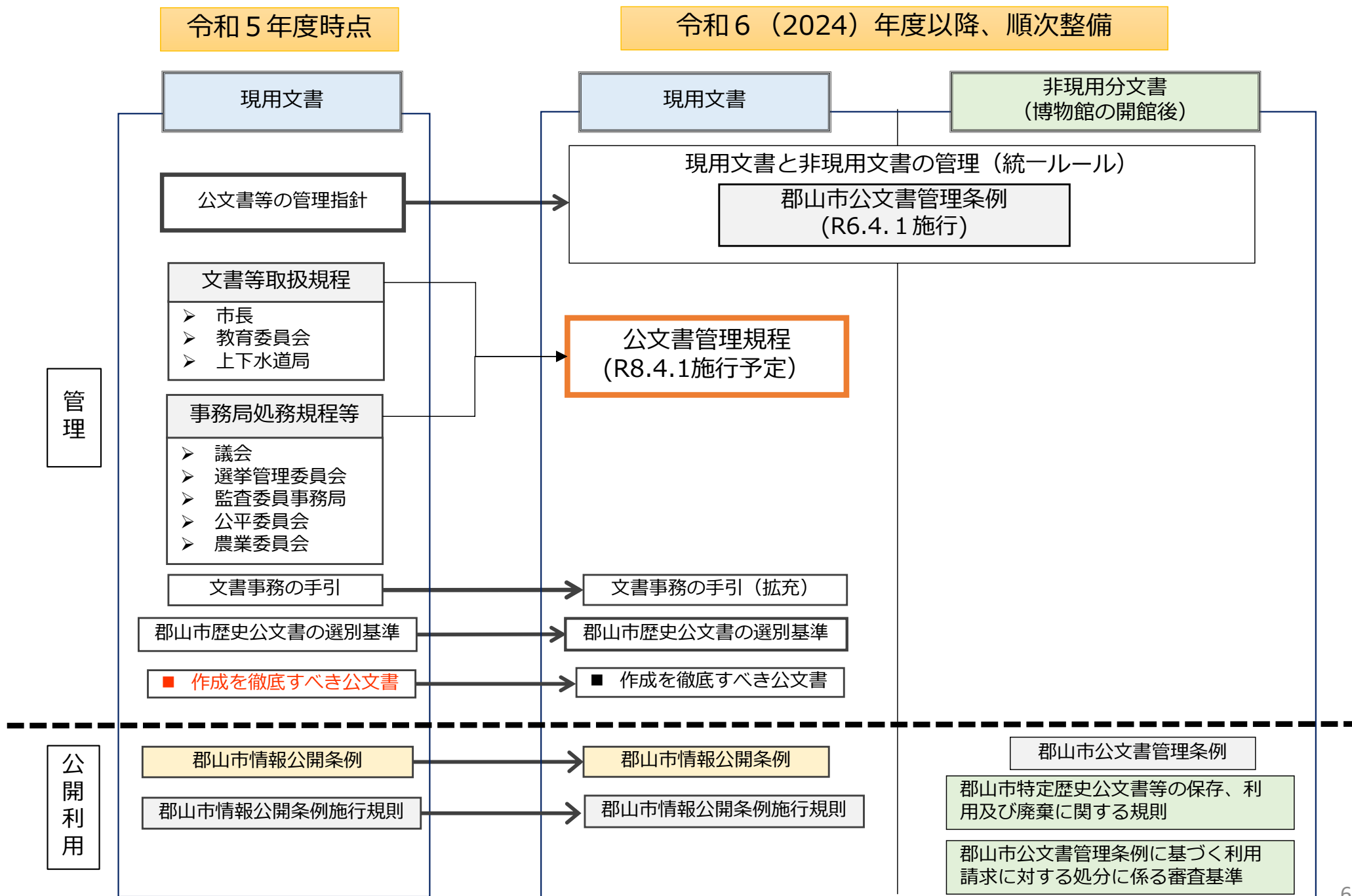


職員の理解

実務整理

- | | | |
|--------------------------------|---|-----------|
| ①保存期間の全庁基準の策定 | → | 令和4年度運用開始 |
| ②歴史公文書の選別基準の策定 | → | 令和5年度運用開始 |
| ③公文書ファイルの見直しと
レコードスケジュールの設定 | → | 令和5年度実施 |
| ④歴史公文書の選別作業 | → | 令和6年度～ |
| ⑤利用規則の策定 | → | 令和6年度運用開始 |

【参考】郡山市の例規整備のイメージ



■ 3 郡山市公文書管理条例の概要

(1) 条例のポイント

①現用文書・非現用文書の統一的な管理

②歴史公文書を、博物館に移管する制度の導入

③特定歴史公文書等の利用権の位置付け、
利用促進の仕組みの整備

④公文書管理委員会の設置（外部有識者の知見の活用）

⑤公文書管理をチェックする仕組みの導入

郡山市公文書管理条例 概要

条例の構成

- 【第1章】 総則 第1条－第3条（目的、定義等）
- 【第2章】 公文書の管理 第4条－第10条
（作成、整理、保存、移管、廃棄等）
- 【第3章】 特定歴史公文書等の保存、利用等 第11条－第28条
- 【第4章】 郡山市公文書管理委員会 第29条－第36条
- 【第5章】 雑則（研修、委任等） 第37条－第42条

【第1章】 総則

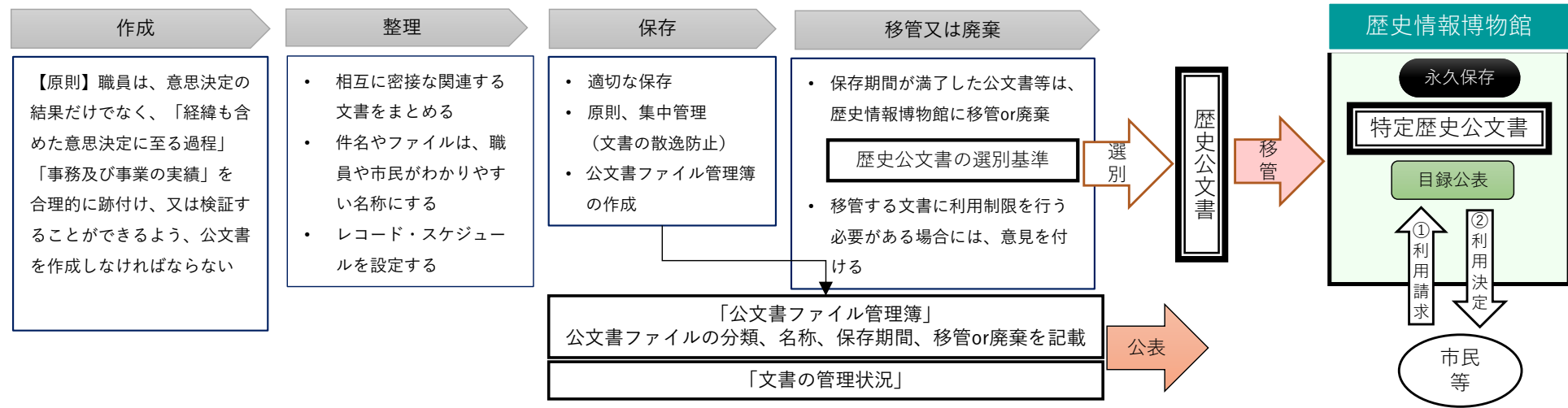
目的

- 公文書は、「市民共有の知的資源」として、市民が主体的に利用し得るものである。
- 公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることにより、「市政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的とする。

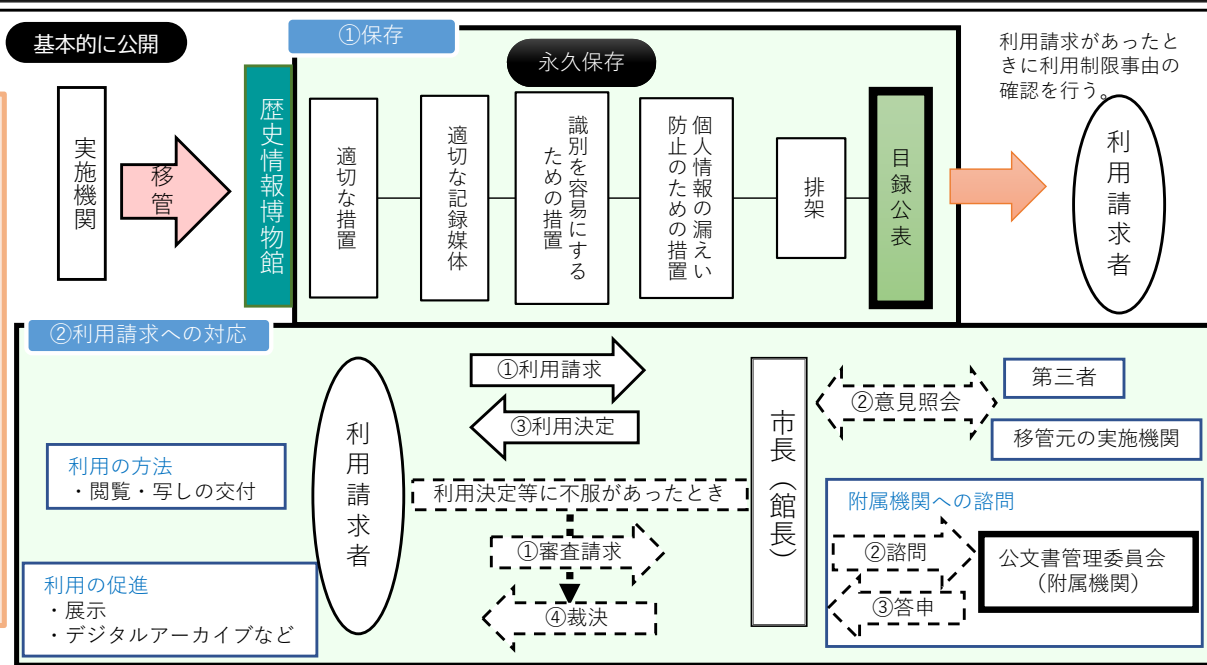
実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会

【第2章】 公文書の管理



【第3章】 特定歴史公文書等の保存・利用等



【第4章】 郡山市公文書管理委員会

- 公文書の管理に対して優れた識見を有する者
- 組織 5人の委員で組織し、次の職務を担う。
 - ①現用文書の廃棄時における実施機関と博物館との協議が整わなかった場合の調査審議
 - ②死者の個人情報の利用について、特定の者からの利用請求に係る調査審議
 - ③特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申
 - ④特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議
 - ⑤公文書等の管理に関する重要事項に係る調査審議

【第5章】 雑則

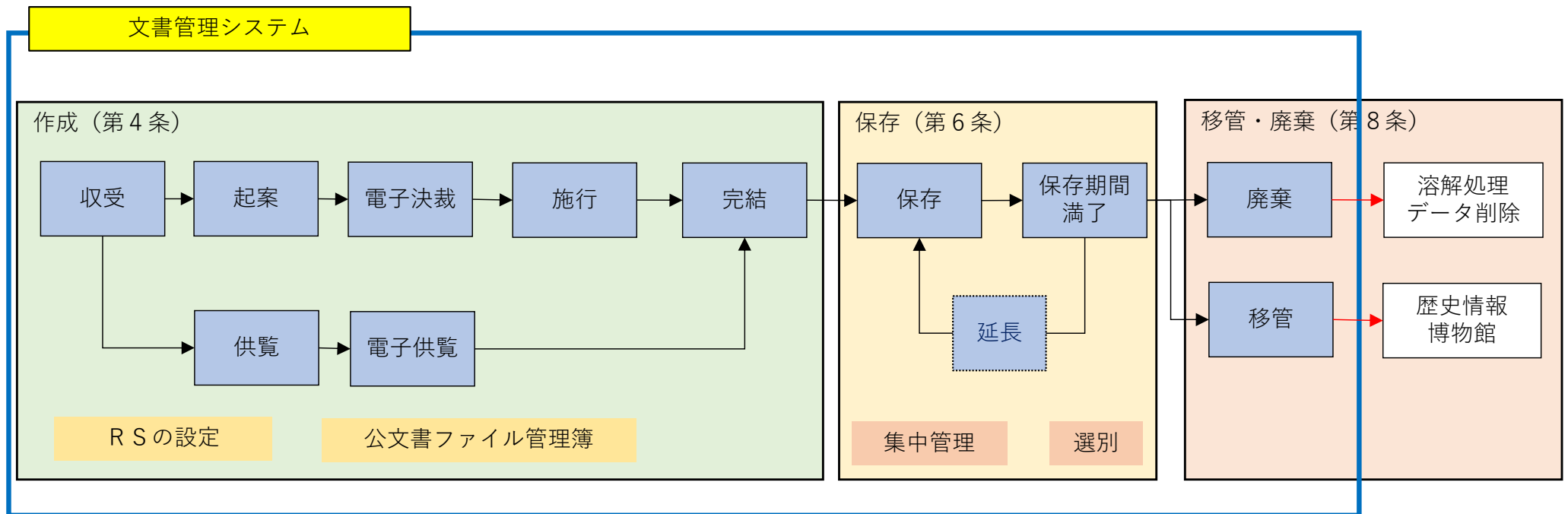
- 市長の調整
市長は公文書の管理について、他の実施機関に対し資料の提出若しくは報告を求め又は助言することができる。
- 研修
公文書管理を適正、効率的に行うため必要な研修を行う。
- 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置

附則

- 施行日 令和6（2024）年4月1日
- 経過措置について
- 関連条例の一部改正について

■ 4 公文書の管理（電子文書）

文書作成から移管（廃棄）まで文書管理システムにより一元管理



整理（第5条）

レコードスケジュール(RS)の設定

- ・作成段階で公文書ファイル情報・RS（保存期間、保存期間満了後の措置）を設定

公文書ファイル管理簿

- ・システム登録された公文書ファイル情報から公文書ファイル管理簿を作成
- ・所属内の文書管理・整理に使用
- ・公文書ファイル管理簿の公開（第7条）

■ 5 条例制定後の取組

①公文書ファイル管理簿の公表（令和7年度～）

- ・ 現用文書の「簿冊一覧」
⇒ 文書の適正管理のための「管理簿」
- ・ 職員も市民も市の活動を知ることができる。

②公文書管理規程の制定（令和8年4月施行予定）

- ・ 実務の詳細 現在は、文書等取扱規程により規定
- ・ 令和7年度に公文書管理規程に全面改正を予定

■ 6 今後の課題

①適正な公文書管理のための職員研修

- ・文書を作成し、適切な管理を行い、堂々と後世に残していくという意識を醸成する必要がある。
- ・階層別研修等において、理解を深める。

②マイクロフィルム文書：歴史公文書の選別の実施

- ・マイクロフィルムに撮影した公文書
(明治3年～令和元年作成文書)
- ・保存期間が満了したものについて、選別を実施する。

郡山市歴史情報博物館の開館について

■ 7 施設整備について

(1) 整備の経緯

- ・過去と未来をつなぎ、郷土への誇りを育む拠点施設



老朽化した歴史資料館に代わる施設

●背景

- ・ **歴史資料館の老朽化**
資料の保存、展示環境に課題
- ・ **東日本大震災による被害**
建物のひび割れ、展示物落下
- ・ 耐震診断の実施
耐震性能ランクD判定
- ・ **歴史資料の分散保管**
廃校等利用による保存、活用面の課題
- ・ **歴史公文書の保存と活用**
市民共有の知的資源として位置付け

●整備コンセプト

- ・ **公文書館機能を有する博物館**
- ・ **6/27付け「登録博物館」となった**

7 施設整備について

(2) 整備の概要

- ・国土交通省補助金活用

事業期間：2019年度～2024年度

補助金名：都市構造再編集中支援事業（国費率50%）

総事業費：5,631.5百万円

対象事業費：3,145.2百万円

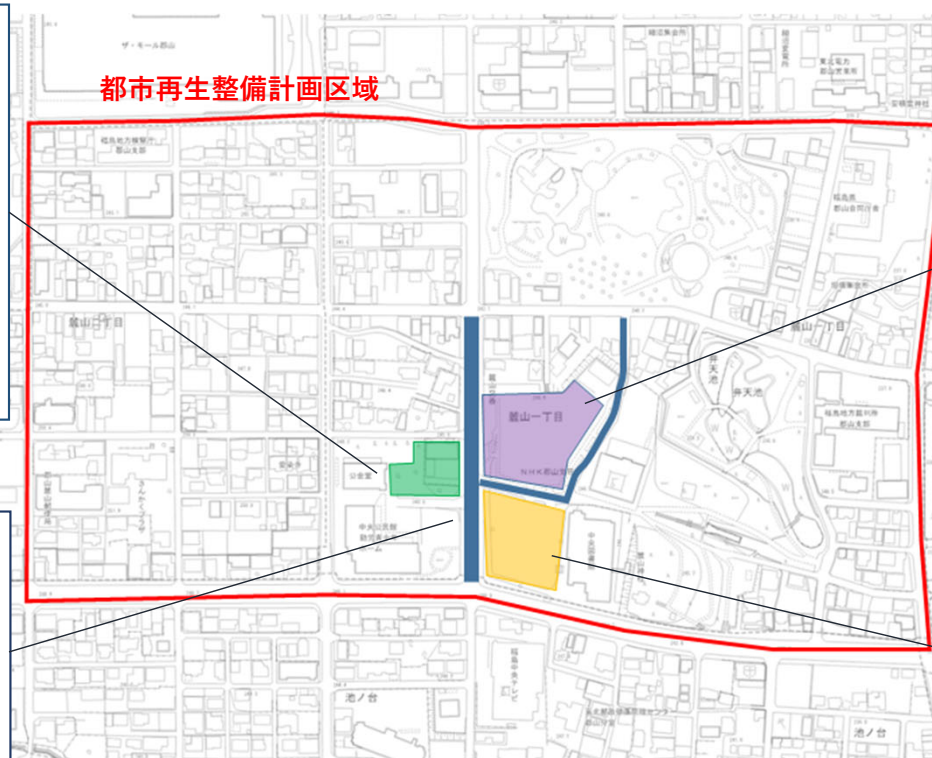
財源内訳：補助金1,572.7百万円、市債3,231.3百万円
基金311百万円、一般財源516.5百万円



【基幹】地域生活基盤施設
公会堂前広場整備事業



【基幹】道路
麓山一丁目虎丸町線整備事業



その他事業

- 【基幹】道路 麓山一丁目10号線整備事業
- 【基幹】地域生活基盤施設 遊歩道整備事業
- 【基幹】地域生活基盤施設 案内板整備事業



【基幹】地域生活基盤施設
立体駐車場整備事業



【基幹】誘導施設（博物館エリア）
【基幹】高次都市施設（交流エリア）
歴史情報・公文書館施設整備事業

■ 8 整備経過について

(1) 事業経過説明

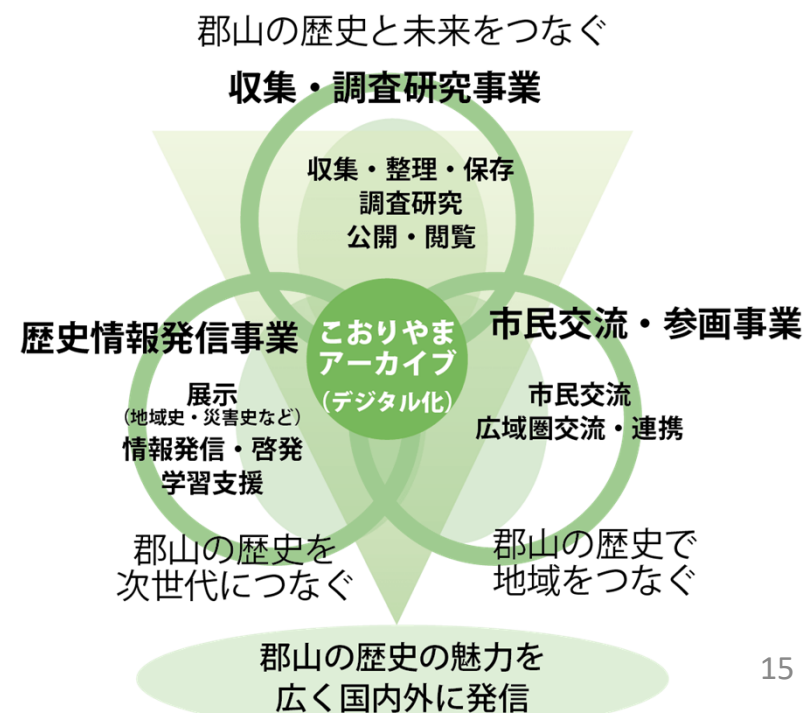
年	内容
平成23（2011）年	公文書等の管理に関する法律施行
平成26（2014）年	歴史資料保存整備検討委員会設置
平成27（2015）年	検討結果報告書提出（歴史資料保存整備検討委員会）
平成28（2016）年	（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会設置（計4回）
平成30（2018）年	基本構想庁内連絡会設置（計4回） 基本構想に係る有識者懇談会設置（計3回）⇒ 基本構想策定
令和元（2019）年	基本計画策定に係る庁内連絡会議（計5回） ワークショップ（計3回：参加者計188名） 基本計画に係る有識者懇談会設置（計4回）⇒ 基本計画策定
令和2（2020）年	都市再生整備計画（麓山地区）策定⇒都市構造再編集中支援事業交付決定 展示等設計業務委託、立体駐車場基本設計
令和3（2021）年	歴史情報・公文書館実施設計、立体駐車場設計施工
令和4（2022）年	交流エリア展示設計、立体駐車場完成
令和5（2023）年	展示計画等に係る有識者懇談会（計4回）、 建築工事 、収蔵棚設置及び展示製作業務
令和6（2024）年	歴史情報博物館準備室設置、 本施設その他整備事業完了
令和7（2025）年	歴史情報博物館開館

■ 8 整備経過について

(2) 歴史情報博物館の役割

- ①**博物館機能**・・・歴史、考古、民俗等に関する資料を収集、保管、展示し、調査研究、情報の提供
- ②**公文書館機能**・・・歴史公文書を市民共有の知的財産として、保存・活用し、構成に繋ぐ
- ③**市民交流**・・・ワークショップや各種セミナー・イベント等、様々な活動を通して交流の場を提供

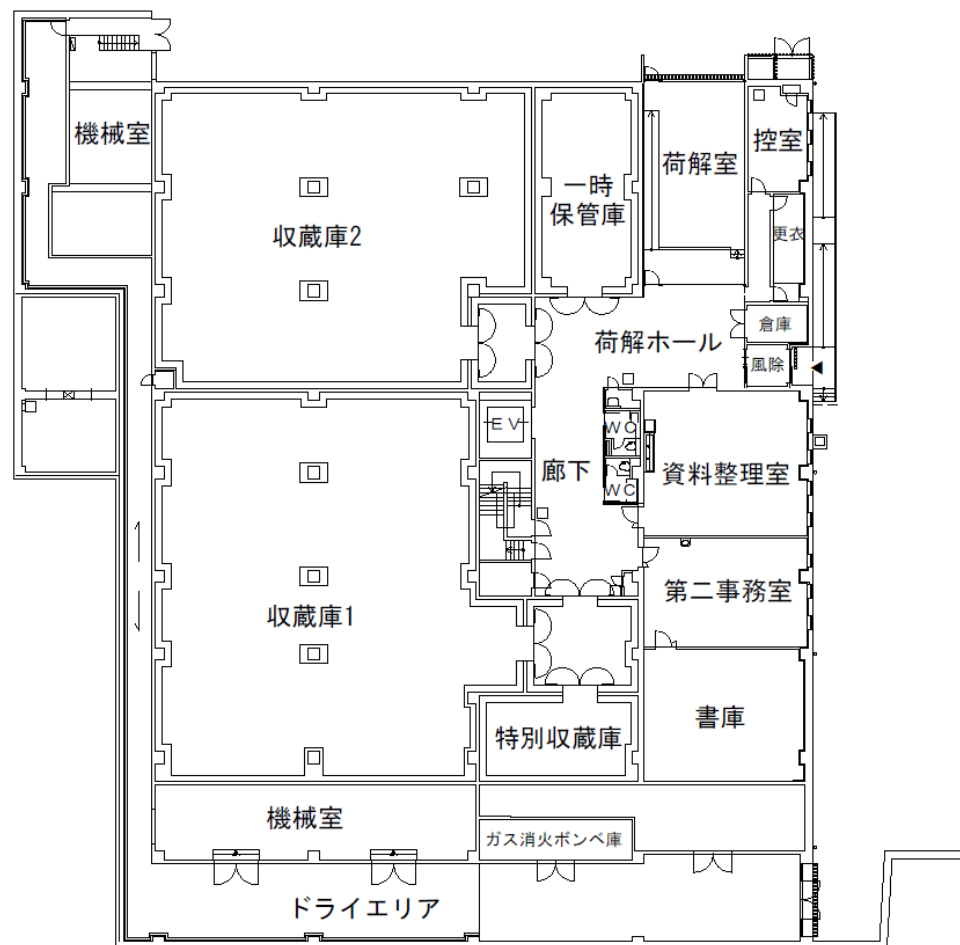
- ◇日本、世界への歴史・文化情報発信
- ◇歴史資料を媒介とした市民交流拠点
- ◇歴史を未来（あす）に継承
- ◇地域の歴史を学ぶ拠点
- ◇既存施設との連携による地域活性化



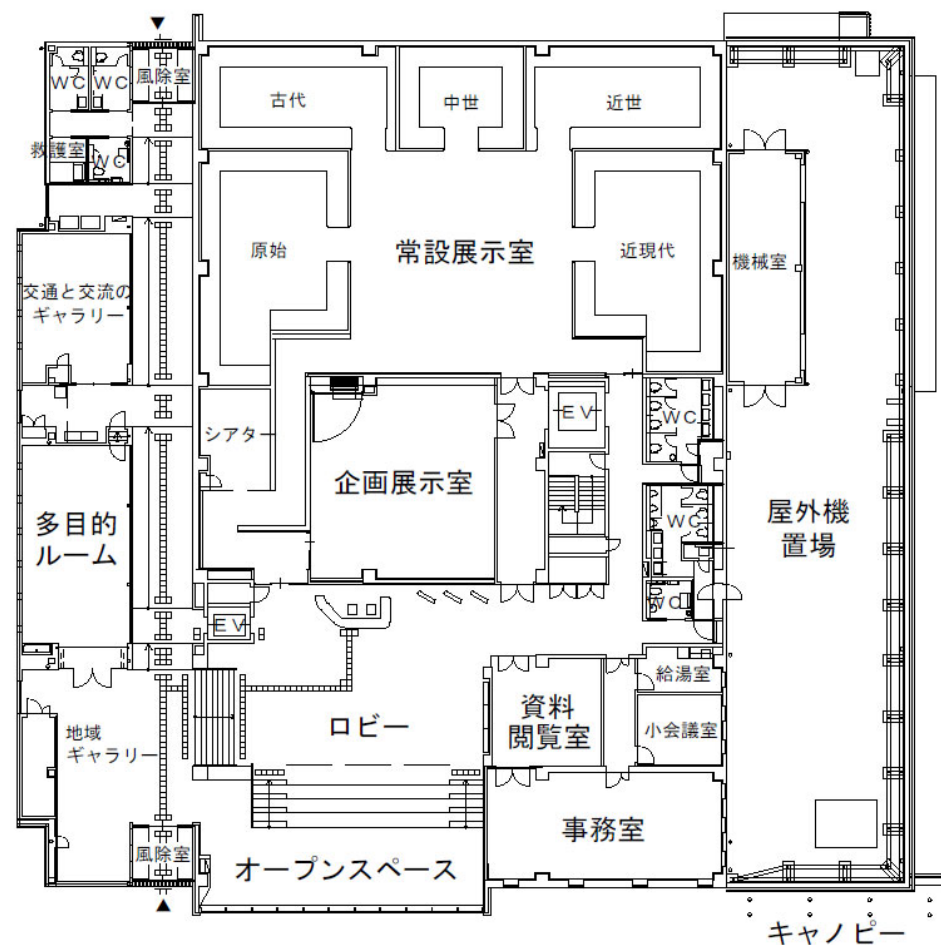
9 施設概要について

- 「公開承認施設」に準じた機能、設備

延床面積：3,534.72㎡
 建築面積：2,588.66㎡
 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数：地下1階、地上1階
 敷地面積：4,006.89㎡
 敷地用途：近隣商業地域

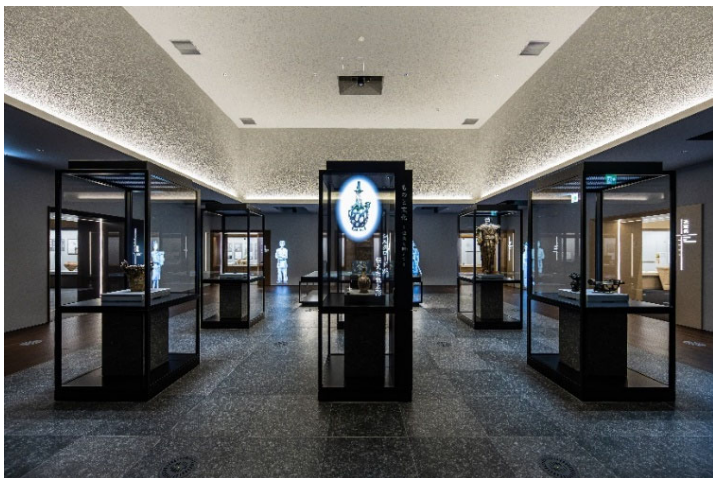


地下1階平面図

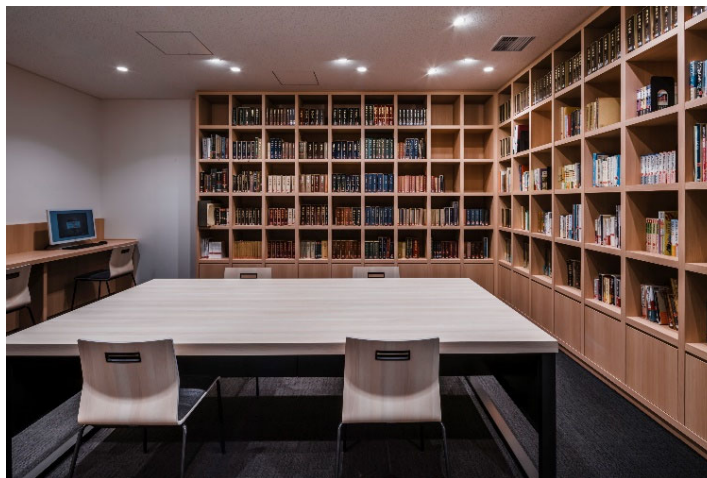


1階平面図

■ 9 施設概要について



常設展示室



資料閲覧室



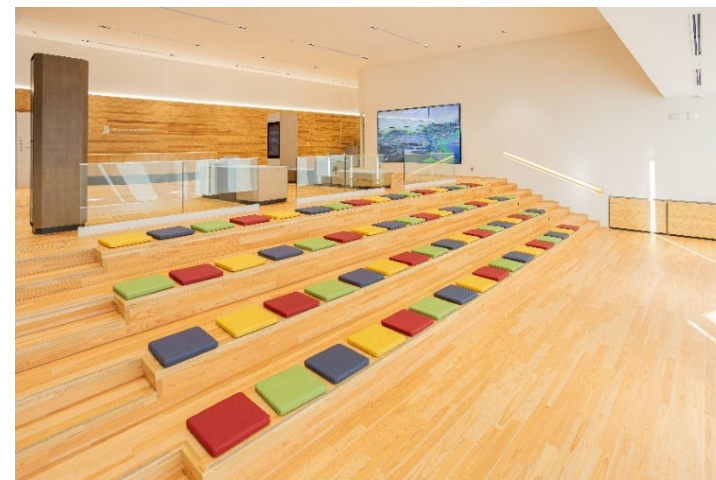
地域ギャラリー



交通と交流のギャラリー



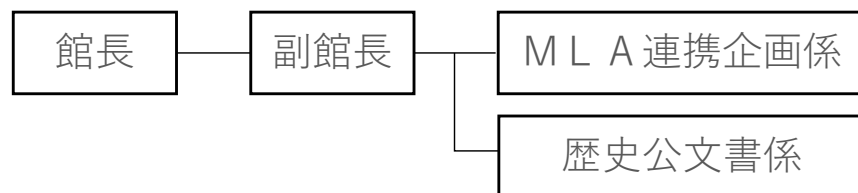
多目的ルーム



オープンスペース

■10 運営について

【組織体制】



館長、副館長の下に2つの係があり、職員は合計**20**名です。（うち会計年度任用職員7名）

【各種業務】

○特定歴史公文書等の利用請求実績（令和6年3月15日～6月末現在） 1件
（来館者数**23,220**名）

○事業実績

（公文書関連）

- ・国際アーカイブズ週間記念講演会館内ライブ中継
- ・資料閲覧室利用ガイドツアー
- ・特定歴史公文書等講座

（交流エリア）

- ・日大工学部連携事業（安積疏水と東北の土木遺産展）
- ・産総研福島再生可能エネルギー研究所（FREA）連携事業
- ・地域連携事業（じょもにゃんをモチーフとした張り子の絵付け体験）

○情報発信

・ウェブサイト



・フェイスブック



・インスタグラム



○課題

- ・認知度の向上
- ・資料のデジタル化

■11 今後に向けて

関係機関との連携

- ・ MLA(K)連携推進、関係機関とのネットワーク形成



中央図書館



中央公民館・公会堂



開成館



大安場史跡公園



美術館



科学館

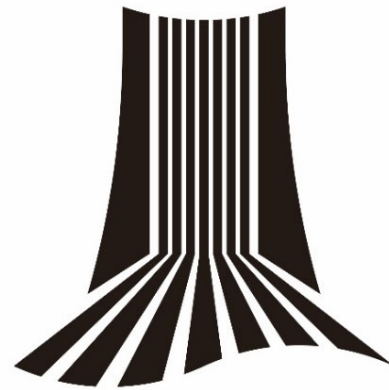


文学資料館



民間施設
(安積歴史博物館等)

郡山のはじまりを知り、
また、ここからはじまる。



KORIYAMA
MUSEUM OF
HISTORY

■ロゴマーク

1882（明治15）年安積疏水の通水を記念して造った「麓山の飛瀑」をモチーフに、滝の流れは時代と歴史を、広がる水の流れは未来へのつながりと交流の広がりを表す